

例えば、飲食サービス業 × 配膳ロボット



例えば、製造業 × 無人搬送車



中小企業の**人手不足解消**に効果のある「**省力化製品**」を導入するための補助金

中小企業 省力化投資補助金

補助率

1/2



例えば、小売業 × 自動精算機



例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオーブン

中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます!

「販売事業者」が製品の導入を支援! 申請・手続もサポートします。

補助率は1/2! 補助上限額は従業員数ごとに異なります。

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。
 ※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助対象製品のカテゴリ

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ 自動倉庫
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 無人搬送車 (AGV・AMR)
- ▶ スチームコンベクションオープン
- ▶ 券売機
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 自動精算機
- ▶ タブレット型給油許可システム
- ▶ オートラベラー
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ デジタル紙面色校正装置
- ▶ 測量機 など

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

● 申請から事業完了までの流れ



※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。 ※2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて【招待(インビテーション)】していただいた後、専用フォームからの申請が可能です。 ※3. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存簿価相当額などを返納いただく必要があります。 ※4. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。 ※5. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
 中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、中小企業省力化投資補助事業 コールセンターまで
 あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

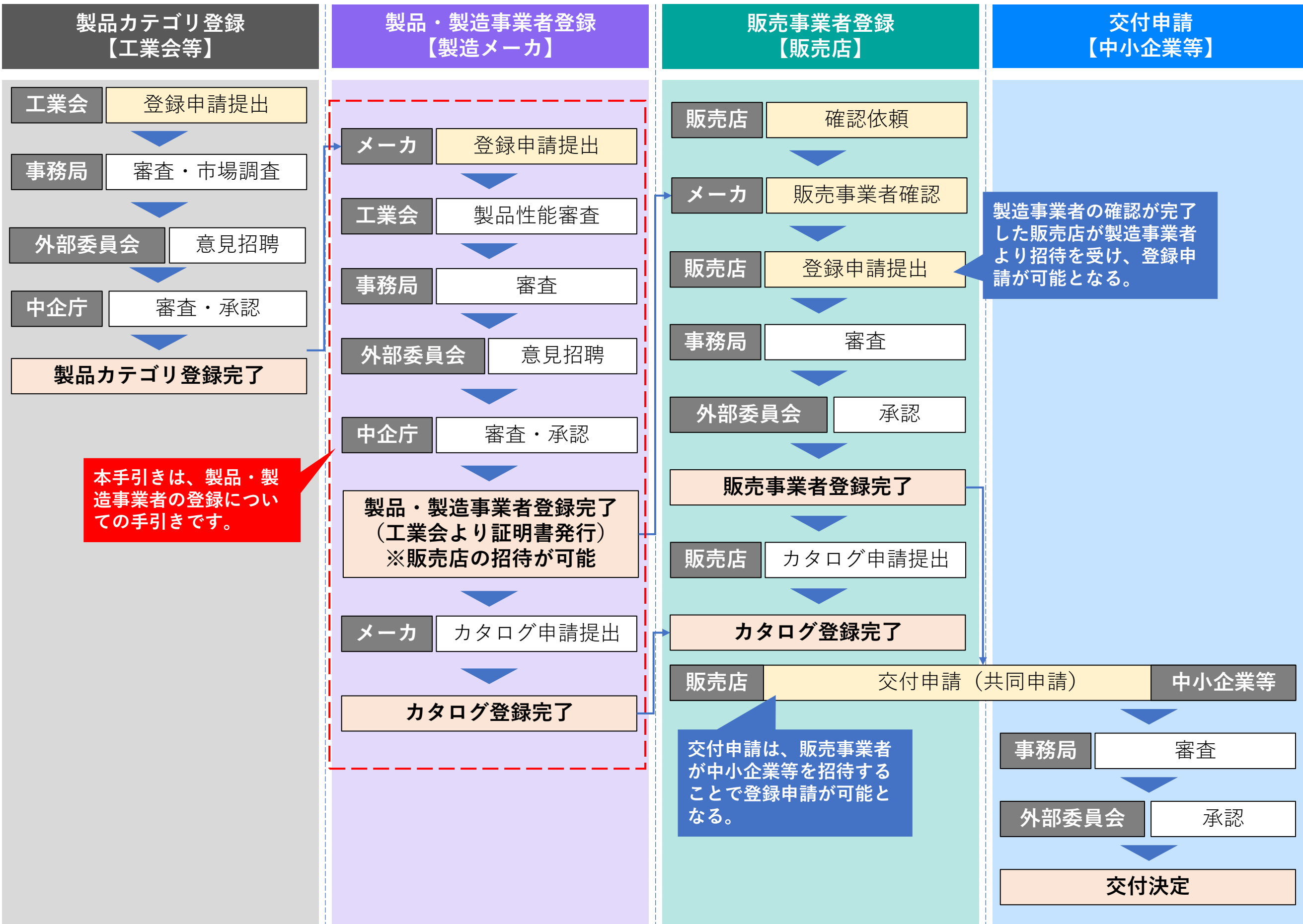
0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。



本事業は、IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

製品カテゴリ登録申請について

- ・当該製品を生産することが想定される事業者等を主な会員とする工業会等が製品カテゴリ申請を行います。
- ・製品カテゴリの登録が承認された後、製品の本体価格が50万円（税抜き）以上で、本補助金の補助上限金額に比して著しく高額でないもの（概ね3,000万円以下）のうち、以下の省力化指標を満たすものが省力化製品として登録可能となります。

その他、製品カテゴリ登録を行う工業会等の要件および登録する製品カテゴリに関する要件の詳細に関しては、「製品カテゴリ登録要領 3.製品カテゴリの登録要件」を参照ください。

本制度における省力化効果について（省力化指標の策定）

- ・製品カテゴリごとに省力化効果を算出するための省力化指標（省力化指数・投資回収期間）の計算式及び基準を設定します。
製品を導入することにより中小企業等の従業員が人手により行っている作業が、1日当たり何時間削減されるか、業務プロセス図を作成し、具体的に算出する計算式を設定します。（P4の業務プロセス図を参照してください。）
- ・省力化指標を使用して製品の性能値や製品価格をもとに、製品を導入する中小企業等の業種や規模ごとに省力化指数・投資回収期間を算出し、製品審査を行い、その結果が製品カタログに掲載されます。

製品カテゴリの定義と名称について

- ・製品の機能・性能や対象業務領域、製品の導入による業務削減効果の算出方法が、一定の範囲に収まるように製品カテゴリを定義し、登録される製品が具体的に判別できる製品カテゴリ名称を設定してください。

省力化効果の策定のため、製品カテゴリに登録されることが想定される製品本体および製品構成（製品の単位、組み合わせ等）とその価格帯がわかる資料を製品カテゴリ登録申請時に申請書類等とともにご提出ください。

省力化指標の策定について

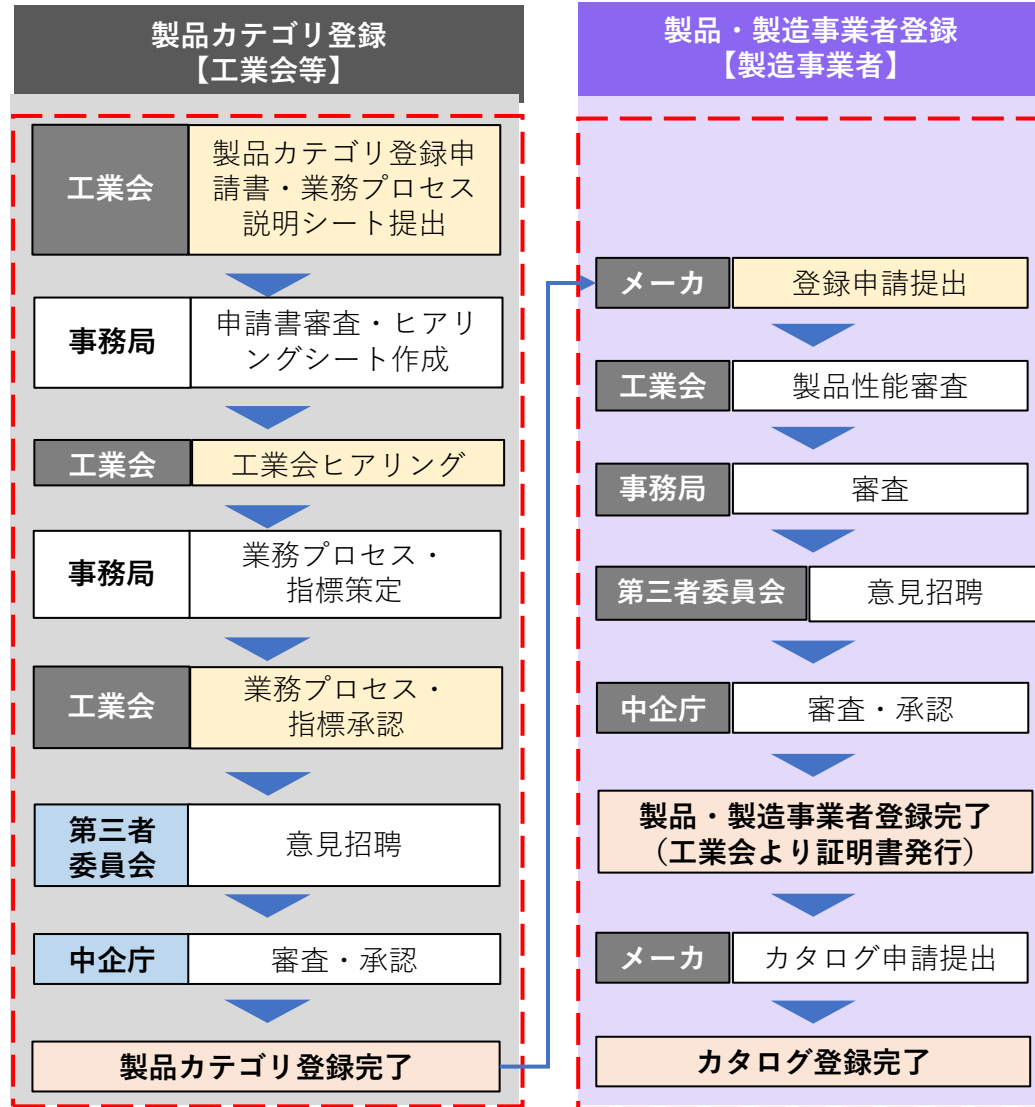
- ・申請された対象業種ごとに、導入が想定される中小企業（小・中・大規模）における省力化指標の計算式及び基準を設定します。

製品導入前の人手による業務プロセス・業務時間や、製品導入後の省力化された業務プロセスを、製品の機能・性能値や中小企業への導入事例等をもとに、業務プロセス図を作成し、「人手による作業」の削減時間を算出する計算式を策定します。

算出方法： $1\text{プロセス当たりの「人手による作業」の削減時間} \times 1\text{日当たりのプロセス数・作業量・作業回数} = 1\text{日当たりの作業削減時間}$

製品カテゴリによっては、業種・規模ごとに変動する 平均的な年間稼働日数より、年間業務削減時間を算出

◆製品カテゴリ登録・省力化製品登録のフロー



◆補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額 (大幅な賃上げを行う場合)
5人以下	1/2以下	200万円 (300万円)
6～20人以下		500万円 (750万円)
21人以上		1,000万円 (1,500万円)

◆工業会等の主な役割

①製品カテゴリ登録申請

工業会等は会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、事務局に対して製品カテゴリの登録を申請していただきます。その際に、申請される製品カテゴリが**省力化に資するものであるか**、製品を導入する中小企業等の**投資回収において負荷を強いるものでないか**を製品登録時に判定するための**省力化指標**策定に必要な情報を提出していただきます。

事務局にて提出いただいた資料やヒアリングを実施し指標を策定し、工業会等に事前に確認いただき、第三者委員会にて正式に承認された後、製品カテゴリとして登録されます。

※製品カテゴリ申請時の留意事項

・製品カテゴリの登録について

登録する製品カテゴリの粒度は、製品の機能・性能や製品の導入による業務削減効果の算出方法が一定の範囲に収まるものとし、工業統計調査用品目分類の粒度またはそれ以下の粒度で申請いただきます。
登録例：「清掃ロボット」「スチームコンベクションオープン」「配膳ロボット」など。

・省力化および省力化機器について

本事業における省力化とは、機器を導入する前に人手によって行われていた作業が、機器を導入することによりその作業における作業量（作業時間）が減少することを表します。また、省力化機器とはその作業を行うために導入する機器のことを指します。

・工業会における会員について

登録を申請するカテゴリの製品を製造する事業者が工業会の正会員として参画していることが必要となります。

※申請にあたっては「製品カテゴリ登録要領」をご参照ください。

②省力化製品登録申請

製品カテゴリが登録されたのち、製品の製造事業者が該当するカテゴリの製品登録を希望する場合は、「製品性能」の審査を行っていただき、審査を通過した事業者について他の資料とともに事務局へ提出をお願いします。

提出いただいた省力化製品については、他の提出資料とともに事務局での審査・第三者委員会の意見を伺い省力化製品の登録へと進みます。省力化製品としての登録が終了した際には、製品の登録を申請された製造事業者に対して証明書の発行をお願いします。

※省力化製品登録申請時の留意事項

製品カテゴリ登録完了後、製造事業者により登録が可能となる省力化製品は、

■汎用製品であり、開発等を前提としないものであること

■製品本体価格が50万円（税抜き）以上であり、本補助金の補助上限金額に比して著しく高額でないもの（概ね3,000万円以下）

■ソフトウェアのみでないもの、それ専用の製品等を必要とするもの 等となります。

※一般的に販売されているスマートフォン・タブレット・パソコン等は専用の製品等には含まれません。

※詳細は「省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領」をご参照ください。

本申請書は、製品カテゴリの登録を希望される工業会に作成いただく申請書です。本申請書に記入いただいた内容および提出資料と併せて事務局にて内容を確認させていただきます。内容に不備や不足等がある場合、確認のため事務局より連絡させていただくことがあります。

登録を申請する製品カテゴリの製品を導入することにより、導入前の環境（状況）から省力化が計られるのかが分かるように具体的に記入してください。
 ※製品を導入する中小企業が、現在どのような環境でどのように業務を行っており、導入後にどの業務が一日あたりどの程度の時間削減されるかを根拠とともに定量的に記入してください。

※本頁では「製品カテゴリ登録申請書」の「別紙1」の1枚目のみの記入の仕方を記載しております。申請の際は「様式1」および別紙の2枚目もご記入の上併せてご申請ください。

1. 製品カテゴリの内容について	
1	製品カテゴリの名称
2	製品カテゴリの定義
3	当該製品カテゴリの対象業種
4	当該製品カテゴリの業務領域
5	当該製品カテゴリの使用が想定される中小企業の規模や状況、市場規模等
6	当該製品カテゴリの省力化効果
7	当該製品カテゴリの普及率
8	主な所属主要メーカー
9	提出者（工業会等）の名称
10	法人番号
11	所在地
12	担当者連絡先 (担当部署、電話番号、メールアドレス)

1 登録される製品が具体的に判別できる製品カテゴリの名称を記入してください

3 導入事例等をもとに、製品カテゴリに登録される製品を導入することが想定される中小企業等の業種を、日本標準産業分類の中分類以上の粒度で記入してください

5 登録する製品カテゴリの製品の使用が主に想定される中小企業について、従業員数や資本金といった規模や、抱えている課題等や製品の市場規模について記入してください
 ※複数の企業が生産・販売しているなど一定規模以上の市場が存在すると考えられ、中小企業における製品の導入が十分に見込まれるものであることを確認させていただきます

7 登録する製品カテゴリの製品の中小企業における普及率とその根拠（政府や業界団体による統計もしくは推定根拠）を記入してください
 ※普及率が著しく低く、その有効性や汎用性が不確かもなの、または、普及率が高くすでに広く普及しているもの場合は、製品カテゴリとして不適切と判断される場合があります

9 製品カテゴリ登録申請をされる工業会の名称を記入してください

11 製品カテゴリ登録申請をされる工業会の所在地を記入してください

中小企業省力化投資補助金 製品カテゴリ登録申請 (別紙)

2 登録する製品カテゴリに属する製品の定義、具体的な機能、対応する業務範囲等を記入してください。また、製品名と価格帯（製品ごとの機能・性能の違い）がわかる資料をご提出ください

4 登録する製品カテゴリの製品が通常使用されると想定される業務領域を、業種・業務領域対応表を参考に同程度の粒度で記入してください。登録される製品によって、業務プロセスや省力化指標が異なることが想定される場合は、細分化して製品カテゴリ登録をお願いします

6 登録する製品カテゴリの製品を導入する中小企業が、現在どのような環境で、どのように業務を行っているか。製品の導入により実際に削減される業務がどのような業務で、一日あたりどの程度の業務量（業務時間）となるか、根拠とともに具体的にかつ定量的に記入してください
 また、省力化指標策定のために、削減される業務・追加される業務を定義する業務プロセス図を作成し申請書に添付してください

8 申請する製品カテゴリに登録される製品の製造を行っている工業会に所属する**主な製造メーカー2社以上**を記入してください

10 製品カテゴリ登録申請をされる工業会の法人番号を記入してください

12 製品カテゴリ登録申請をされる工業会のご担当者の連絡先を記入してください（担当部署、電話番号、メールアドレス）

※記載に当たっては、要件を満たしていることを証明する資料等（政府統計、業界団体により集計された統計等、客観性が担保できるもの）を必ず明示し、本資料に添付して提出すること。

目次

	製品カテゴリ	登録製品数	対象業種	対象業務プロセス	
A	清掃ロボット	4	飲食サービス業、宿泊業、製造業、卸売業、小売業	清掃業務	3
B	配膳ロボット	2	飲食サービス業、宿泊業、製造業、卸売業	配膳業務、搬送業務	5
C	自動倉庫	3	倉庫業、卸売業、小売業、製造業	保管・在庫管理、入出庫	7
D	検品・仕分システム	2	倉庫業、卸売業、小売業、製造業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫	9
E	無人搬送車 (AGV・AMR)	10	倉庫業、卸売業、小売業、製造業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫	11
F	スチームコンベクション オープン	78	飲食サービス業、小売業、宿泊業	調理	13
G	券売機	32	飲食サービス業	注文受付、請求・支払、顧客対応	15
H	自動チェックイン機	3	宿泊業	受付案内、予約管理、請求・支払、顧客対応	17
I	自動精算機	3	飲食サービス業、小売業	請求・支払、顧客対応、注文受付	19
J	タブレット型給油許可 システム	8	小売業	給油	21
K	オートラペラー	3	製造業、倉庫業、卸売業、小売業	加工・生産、梱包・加工、保管・在庫管理	23
L	飲料補充ロボット	0	小売業	飲料補充業務	25
M	デジタル紙面色校正装置	0	印刷・同関連業	印刷	27
N	測量機	1	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査	29
O	丁合機	0	製造業、倉庫業、卸売業、小売業	加工・生産、梱包・加工、出荷、販売・納品	31
P	印刷用紙高積装置	8	印刷・同関連業	印刷	33
Q	印刷用インキ自動計量装置	1	印刷・同関連業	印刷	35
R	段ボール製箱機	1	製造業	加工・生産	37
S	近赤外線センサ式 プラスチック材質選別機	0	製造業、廃棄物処理業、卸売業	分別業務	39
T	デジタル加飾機	0	製造業	加工・生産	41

目次

	製品カテゴリ	登録製品数	対象業種	対象業務プロセス	
U	印刷紙面検査装置	0	製造業	検査	43
V	鋳物用自動バリ取り装置	0	製造業	加工・生産	45
W	自動調色システム	0	サービス業（他に分類されないもの）、小売業	アフターサービス	47
X	蛍光X線膜厚測定器	0	製造業	検査	49
Y	自動裁断機	0	製造業	加工、生産	51
	総件数	159			

製品カテゴリ

登録製品数 対象業種

対象業務プロセス

N

測量機 (自動視準・自動追尾機能付き
高機能トータルステーション)

0件

建設業、専門・技術サービス業

調査・測量、施工、検査

2024年8月30日時点

例えばこんな場面で、

- 測量業務において、作業者による遠隔操作、内蔵センサーによる追尾や視準が自動になり、ノンプリズム機能（ターゲットのプリズム不要）となるなど、省力化が見込めます。
- **従来まで2名以上で行っていた測量業務において、同製品の持つ機能により作業者が1名に削減され、自動的にターゲットを追尾・視準して測量することができるようになり、作業工数の削減が見込めます。**

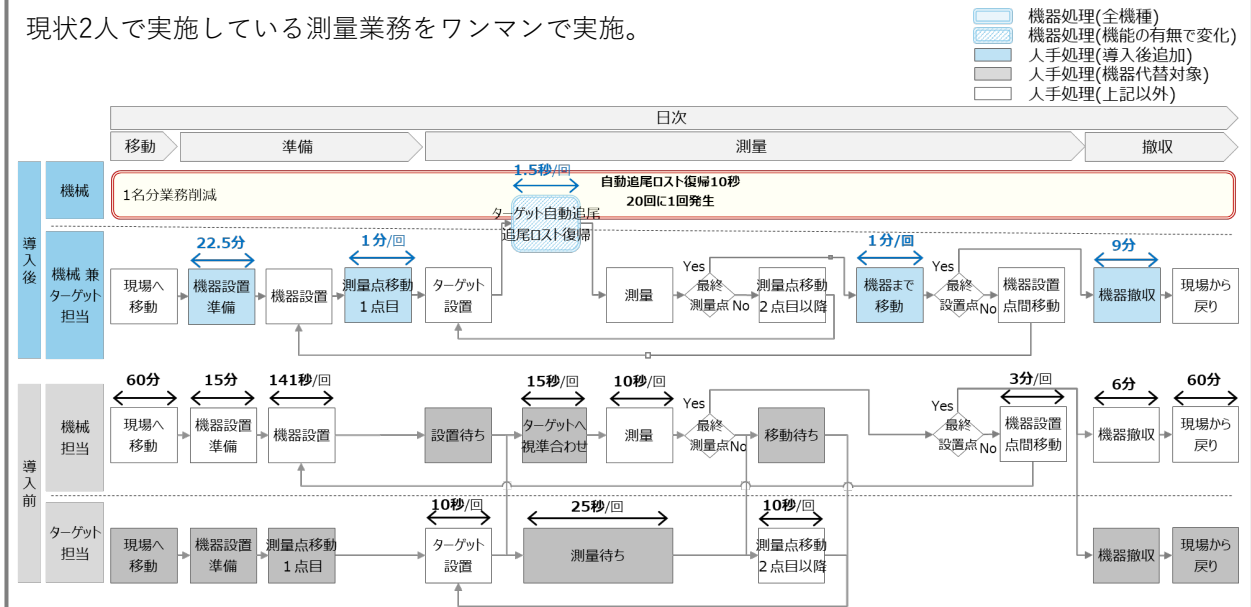
活用イメージ



※無断転載を禁ず

業務プロセスの変化 (例)

動視準、自動追尾、遠隔操作機能を有するトータルステーションを導入することで、
現状2人で実施している測量業務をワンマンで実施。



製品カテゴリ

登録製品数 対象業種

対象業務プロセス

N

測量機 (自動視準・自動追尾機能付き
高機能トータルステーション)

0件

建設業、専門・技術サービス業

調査・測量、施工、検査

2024年8月30日時点

製品カテゴリの概要

トータルステーション (水平角と鉛直角を計測する経緯儀に、測距機能が内蔵された測量機、以下TS) のうち、ノンプリズム、モータードライブ、遠隔操作、自動視準、自動追尾などの省力化を実現する機能を有している測量機。

主に利用が想定される中小企業

測量、建設、土木関連の事業者。

省力化効果

平均的な現場における1回の測量作業においては、本装置導入前は2名以上がTS側と測量したい点側に分かれて、ターゲットの設置、TSによる視準、測量、次の測量点へ移動を繰り返した後、TSの設置場所を移動して同じ作業を繰り返し、現場に必要な点をすべて測量することになるが、導入後はTSの持つ機能により作業者が1名に削減され、自動的にターゲットを追尾・視準して測量することができるようになる。

価格と導入費用 (目安)

数百万円程度で導入可能。

活用事例・ポイント

作業者による遠隔操作、内蔵センサーによる追尾や視準が自動になり、ノンプリズム機能 (ターゲットのプリズム不要) となるなど、様々な省力化を実現する機能が織り込まれており、作業工数や時間の削減による省力化を実現している。

(製品イメージ) (例)



※無断転載を禁ず

製品カテゴリ

登録製品数 対象業種

対象業務プロセス

X

蛍光X線膜厚測定器

0件

製造業

検査

2024年9月19日時点

製品カテゴリの概要

本測定器は、基材（金属、プラスチック、セラミックス等）の表面に被覆された金属の付着量を測定するもので、検体に一次X線を照射して発生した毛金属に固有の波長を有する蛍光X線の強度を測定することにより、予め作成された検量線と照合させることにより、物質の量（付着量）を求めるものである。測定器は、一次X線発生装置、蛍光X線検出装置、測定試料の設置部、検出強度を検量線により膜厚あるいは付着量に換算する演算部（外付け電子計算機の場合もある）からなる。

主に利用が想定される中小企業

電気めっき業に携わる事業者。

省力化効果

従来の顕微鏡断面式と比較して、検体の切断、研磨、エッチングなどの作業時間が不要となるため、測定業務が省力化される。

価格と導入費用（目安）

七百万円程度から導入可能。基本的に導入後の設定を行えばすぐに使用可能。

活用事例・ポイント

本機器を活用することで、基材（金属、プラスチック、セラミックス等）の表面に被覆された金属の付着量を測定し、検体に一次X線を照射して発生した毛金属に固有の波長を有する蛍光X線の強度を測定することにより、予め作成された検量線と照合させることにより、物質の量（付着量）を求めることができる。

（製品イメージ）（例）



※無断転載を禁ず

No	書類名	詳細	形式	頁
◆全般				
—	【指定書式】製品・製造事業者審査申請書	以下、①～④を入力の上、提出。 ①製品審査申請書（工業会用） ②製品審査申請書（事務局用） ③納品実績報告書 ④省力化製品製造事業者登録申請書	Excel	P29
◆製品に関連する書類（工業会提出用）				
1	当該製品の詳細が分かる資料	申請する業務領域が確認できるもの、プランごとの価格が確認できるもの、製品の仕様がわかるもの等	PDF	P23
2	省力化機能根拠資料	製品カテゴリごとに設定され、入力が必要となる省力化指標の数値の根拠となる書類 ※1の資料と重複する場合は提出不要	PDF	P23
3	追加で提出を求める場合がある書類	省力化製品の導入環境等／省力化製品の生産環境、生産工場、在庫等 ／マスターファイル類の詳細項目情報 等	PDF	P24
◆製品に関連する書類（事務局用）				
4	当該製品の納品実績を示す書類（納品書）	販売店等への納品実績が分かる書類 申請している製品と同一型番であることが確認できる証憑（納品書PDFなど）	PDF	P24
◆製造事業者の書類（申請するカテゴリでの初回の製品登録時のみ必要）				
5	履歴事項全部証明書	発行から3か月以内のもの	PDF	P25
6	税務署の発行する法人税の直近の納税証明書(その1又はその2)	1期の決算を迎えた上で提出すること	PDF	P25
7	決算書（損益計画書及び貸借対照表）	直近1期分の資料を提出すること	PDF	P26
8	保守・サポートが分かる資料	HPや営業資料等、納入先として想定される地域にサポート体制があることが分かる資料を提出すること	PDF	P26
9	《販売総代理店が申請する場合》 当該海外メーカの国内販売総代理店であることを示す書類	総代理店取引契約書などの書類	PDF	P27

※提出は、電子データで工業会へ送付してください。（郵送では受付できません。）

①製品審査申請書（工業会用）のシートは、審査担当の工業会が省力化指標等の製品性能や価格を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、当該製品カテゴリを担当する工業会より確認を行います。
※原則、クリーム色の項目について入力をお願いいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）

■社名

・履歴事項全部証明書に記載の商号を転記してください。

■型番

・省略せずに申請する製品の型番を入力してください。可動扉の違いや色違いなど、省力化効果が同じであれば、製品型番が異なる場合でも、一つの製品として登録申請が可能です。

「製品型番」の項目には、該当する型番をカンマ区切りでまとめて入力してください。

※申請毎に3社以上の納品実績が求められます。マイナーチェンジ等で型番が細分化している事により納品実績が不足する場合は、複数の型番をまとめて申請することもご検討ください。ただし、色・形、省力化効果等が変わらず、価格が同一なものに限ります。

■業種

■業務領域

登録する製品が該当する業種、業務領域に☑を入れてください。

■機器購入代金

機械装置、器具及び工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入金額を入力してください。

※製品登録申請時の「製品納品価格の実績値」と大きく乖離していない価格であること。

※この価格が本補助金における製品本体の想定小売価格（機器購入代金）となります

■設置設定費用

設置および運搬費、動作確認等にかかる金額を入力してください。

※機器購入代金と設置設定費用は分けて金額を入力してください。

工業会にて使用しますので入力しないでください。 ※

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙(工業会用)

1 社名:
型番:

省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領3-3.(2)に記載の要件について、弊社の提供する上記製品を下記の通り申請します。

分類	製品カテゴリ	製品区分
	無人搬送車 (AGV・AMR)	AGV(無人搬送車)制御システムセット
業種	業務領域	
<input type="checkbox"/> 【倉庫業】	企画・営業 見積・契約 仕入 <input type="checkbox"/> 保管・在庫管理 <input type="checkbox"/> 入出庫	梱包・加工 出荷 返品対応
<input type="checkbox"/> 【卸売業】	企画・営業 見積・契約 仕入 <input type="checkbox"/> 保管・在庫管理 <input type="checkbox"/> 入出庫	梱包・加工 出荷 請求・支払 顧客対応
<input type="checkbox"/> 【小売業】	企画・営業 見積・契約 仕入 <input type="checkbox"/> 保管・在庫管理 店舗運営	請求・支払 販売・納品 アフターサービス
<input type="checkbox"/> 【製造業】	企画・営業 見積・契約 <input type="checkbox"/> 資材調達 <input type="checkbox"/> 加工・生産 <input type="checkbox"/> 検査	<input type="checkbox"/> 保管・在庫管理 <input type="checkbox"/> 入出庫 販売・納品 アフターサービス

4 省力化機能

AGV・AMR台数	<input type="text"/>	[台]
最大搬送重量	<input type="text"/>	[kg]
搬送物の積みおろし方法	<input type="text"/>	
搬送ルートの設定方法	<input type="text"/>	
搬送時の人の同伴	<input type="text"/>	

5 費用

機器購入代金	<input type="text"/>	[円]
設置設定費用	<input type="text"/>	[円]

※制御システムを含むセット代金。

6 根拠資料

添付資料②-1.	(資料名)
添付資料②-2.	(資料名)
添付資料②-3.	(資料名)
添付資料②-4.	(資料名)
添付資料②-5.	(資料名)

※枠が不足する場合は適宜行を追加すること。

※ 審査結果(工業会記載欄)

工業会名	
担当者所属部署名	
担当者名	
担当者メールアドレス	
電話番号	

■製品カテゴリ

登録する製品のカテゴリと一致しているか確認してください。

■省力化機能

申請する製品の省力化機能等に関する情報・数値を入力してください。
※製品カテゴリごとに入力する項目は異なります。また、本数値の根拠となる資料を⑥の添付資料に追加してください。

■根拠資料

省力化機能・費用の根拠を示す資料を添付してください。ファイル名は「添付資料②-1. (資料名)」のように入力してください
※添付いただく資料が6点を超える場合、添付資料②-6.7.8...と附番をした上で、行数の追加をお願いいたします。

※申請用紙の記入例は製品カテゴリ「無人搬送車 (AGV・AMR)」のものとなります。製品カテゴリによって記入項目が若干異なります。

②製品審査申請書（事務局用）のシートは、事務局が製品の登録要件及び製造事業者の申請要件、提出書類の不備等を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、事務局より確認を行います。
 ※原則、クリーム色の項目について入力をお願いいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）
 ※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

登録する製品のカテゴリと一致しているか確認してください。

- 1
- 2
- 法人番号：国税庁 法人番号公表サイトにて確認した13桁の番号を入力してください。
 - 事業者区分：プルダウンメニューから「製造事業者」または「販売総代理店」を選択してください。
 - 製造事業者番号：申請する製品カテゴリにおいて初回の方は入力不要。2回目以降の登録の方は初回登録完了時に発行される「製造事業者番号（MKで始まる数字8桁）」を入力してください。④の「製造事業者登録申請書」の提出が不要となります。
 - 事業者名（★）：事業者名が正しいか確認してください。
 - 担当者所属：担当者の所属を入力してください。所属がない場合は「-（ハイフン）」と入力してください。
 - 担当者氏名：担当者の名前を入力してください。ふりがなもあわせて入力してください。
 - 担当者連絡先：日中に連絡の取れる担当者電話番号を入力してください。
 - 担当者メールアドレス：日中に連絡の取れる担当者メールアドレスを入力してください。

- 3
- 4
- 製品名称（★）：登録する製品名称を省略せずに入力してください。
 - 製品型番（★）：製品の型番が正しいか確認してください。
 - 製品概要（★）：登録する製品の概要を入力してください。※保守・サポート体制を提供できる範囲が日本全国をカバーしていない場合、本補助金により省力化製品を中小企業等に販売する際は、その範囲内の事業所のみを納入先とし、その旨を製品概要に記入してください。

- 4
- 製品の明細（★）
 以下の内容を必ずご確認のうえ、入力してください。
【A】製品本体にあたるもの
 製品本体にあたるものを【A】に入力してください。原則、製品カテゴリ名が製品本体となります。省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。
 （本申請書においては、数量1のものを念頭に置いております。原則、製品本体の数量は1になると想定しておりますが、省力化効果を発揮するために最低でも複数個の製品が必要であり、周辺機器等との個数の組み合わせが複数パターン存在し一様に決められない場合は別途申請フォーマットを準備しますので、申し訳ありませんがお待ちください。）
 なお、本体にあたる項目は1つのみで、複数の項目を指定することはできません。
【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等
【A】製品本体単体では稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合、また、当該製品の周辺機器等の構成要素が存在することで更なる省力化効果を発揮する場合については、その構成要素となるシステムや周辺機器等をすべて**【B】**に入力してください。
 また、省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。

※入力方法の詳細については、本手引きの「省力化製品の登録単位について」でも詳細を記載しておりますので、ご確認ください。

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙			
【無人搬送車（AGV・AMR）】		未入力または適切ではない項目があります	
※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されず。			
※法人番号検索サイト https://www.houjin-banbou.nta.go.jp/			
○製造事業者の情報			
法人番号		事業者区分	
製造事業者番号※ (MK-数字8桁)	MK-		
事業者名(★)	0		
担当者所属		ふりがな 担当者氏名	
担当者連絡先	-	担当者 メールアドレス	
○製品の情報			
製品名称(★)			
製品型番(★)	0		
製品概要(★)	0文字/255文字		
製品の明細(★)	(A) 製品本体にあたるもの ※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。	(B) 製品本体と併せて登録する システムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。	
		<input type="checkbox"/> 対象なし	
製品URL(★)			
○所属カテゴリ情報			
所属カテゴリ	無人搬送車（AGV・AMR）		
業種・業務領域			
○価格・費用情報			
◆製品価格（添付書類については別シート参照）			
I	本補助金における製品本体の 想定小売価格（増稼購入代金）	(★)	0 円 (税抜)
※【①製品審査申請書（事務局用）】シートの「増稼購入代金」を参照。なお、「II製品納品価格の実績値」として記載する場合は、訂正を依頼する場合があります。また、当該価格を超えた額で販売された製品を交付申請することはできません。			
II	製品納品価格の実績値	0 円 (税抜)	IIの納入先 0
※【②納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を参照。 ※【③納品実績報告書】シートの「納入先情報」を参照。			
◆その他費用			
	導入・設定費用 (製造事業者による想定価格)	(★)	0 円 (税抜)
※【①製品審査申請書（事務局用）】シートの「設置想定費用」を参照。この値を上回る製造事業者が導入・設定費用（販売事業者による想定価格）を想定でき、それに基づいた導入・設定費用（中小企業等の義務の負担割合）の上乗額となります。			
◆（導入・設定費用がある場合のみ記入）導入に要する経費（導入・設定費用）の内容			
	導入・設定費用(★)		
※運搬、設置、導入費等が補助対象となる。建物、付帯設備の資産性向上にかかる導入経費は補助対象外。			

◆販売事業者の招待とは

本事業において、販売代理店等が販売事業者登録を行う場合、製造事業者による「確認」が必要です。製造事業者の「確認」が終わった後、製造事業者が当該販売代理店を本事業に招待することで、販売代理店は初めて販売事業者登録申請を行うことができるようになります。製造事業者は登録要領（3-2 販売事業者登録の確認を行う際の要件）をご確認いただき、要件に合致することを確認・同意の上、販売事業者の招待を行ってください。

◀販売事業者登録の流れ▶

【製造事業者】

製品・製造事業者登録完了



製品カタログ申請完了



販売事業者登録の「確認」

招待

（※招待されない場合、販売事業者登録申請ができません）

【販売事業者】

販売事業者により登録申請



事務局/外部委員会による審査



登録完了

※販売事業者登録は、製品カテゴリ毎に事業者で1つの登録のみとなります。
（支店等が分かれている場合も事業者内でまとめて1つの登録申請を行ってください。）

◆製造事業者登録要領（3-2 販売事業者登録の確認を行う際の要件）

①販売代理店等が省力化製品に類するサービスを提供・販売した実績を持ち、登録された省力化製品を提供できることを確認すること。

②販売代理店等が、販売事業者の要件及び宣誓事項の要件全てを満たしていることを確認すること。

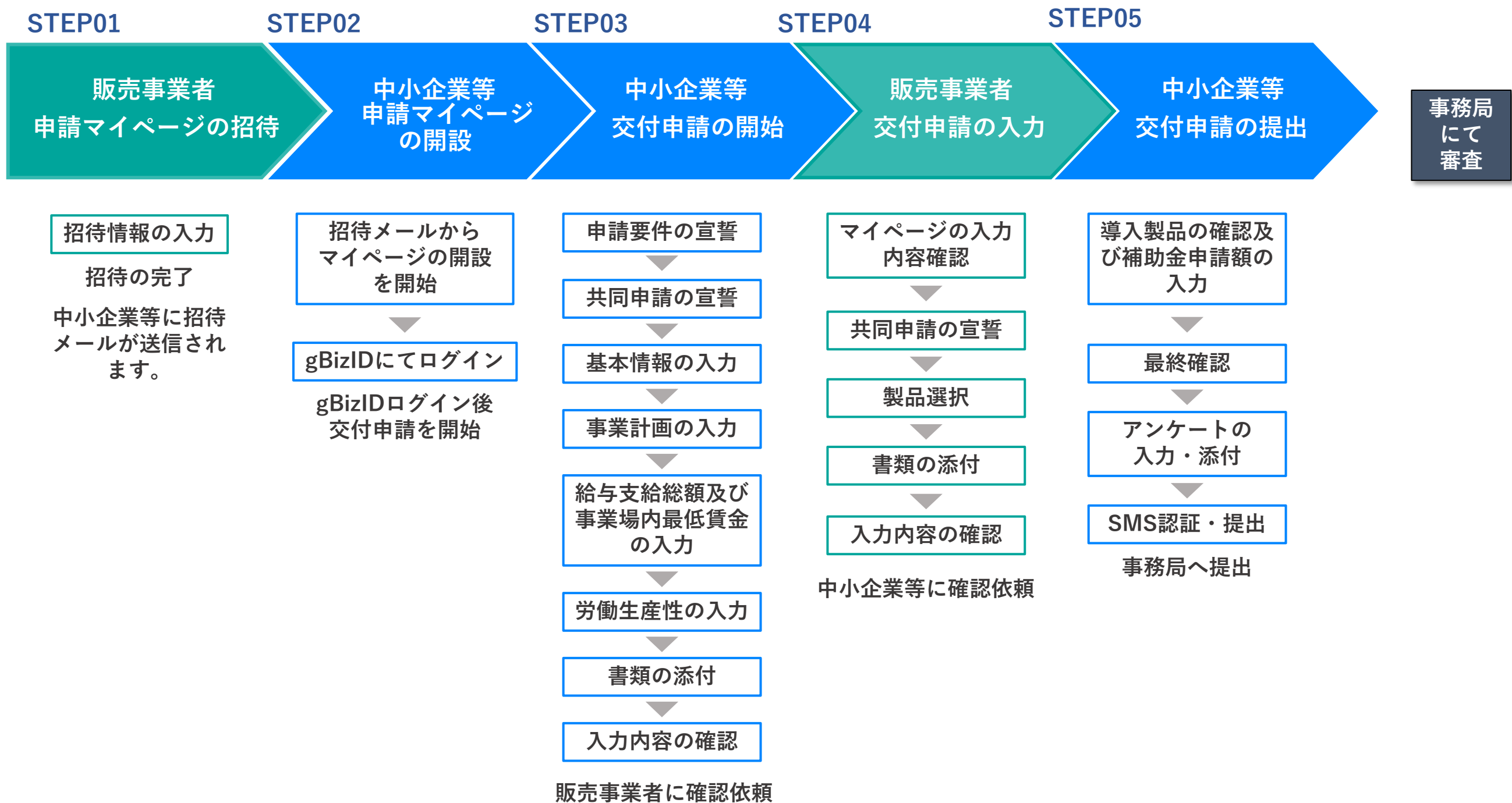
③販売代理店等に対し、申請マイページ作成、各種申請、及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合があることを説明し同意を得ること。

④販売事業者が虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は、当該事業者の確認を行った製造事業者及びその製造事業者が登録した省力化製品の登録取消となる場合があることについて同意すること。

⑤効果報告において販売事業者に提出が求められる、導入した製品の稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、販売事業者が当該内容を事務局に報告できるよう記録の共有を行うこと。また、その旨の取り決めを両者で行うこと。

1. 交付申請の手続き

交付申請の手続きは、販売事業者がマイページ招待を行うことにより開始できます。
本事業のホームページから申請を開始することはできませんのでご注意ください。



1. 提出書類一覧

交付申請にて提出する書類一覧です。提出が必要になる書類を確認し事前にご準備ください。また、提出書類に不足事項等があると事務局の審査にて不備となります。書類毎の必要事項についてよく確認してください。

指定様式は本事業のホームページからダウンロードして使用してください。

なお、実績報告時等に、申請内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合には交付決定を取り消す場合があります。

指定様式のダウンロードは[こちら](#)

提出書類		ファイル形式	ページ
全事業者共通			
1	【指定様式】従業員名簿（中小企業判定用）	Excel	39
2	貸借対照表（前期・前々期）	PDF	39
3	損益計算書（前期）※個人事業主で白色申告の場合は収支内訳書	PDF	40
	損益計算書（前々期）	PDF	40
法人			
4	履歴事項全部証明書 発行から3カ月以内のもの	PDF	41
5	法人税の納税証明書（その2）直近3期分	PDF	41
6	【指定様式】役員名簿	Excel	42
7	【指定様式】株主・出資者名簿	Excel	42
個人事業主			
8	確定申告書の控え 第一表 直近1期分	PDF	43
9	所得税の納税証明書（その2）直近1期分	PDF	43
人手不足 ※設問の回答によっていずれかの提出が必要。			
10	【指定様式】時間外労働時間	Excel	44
11	【指定様式】従業員減少の確認用	Excel	44,45
12	求人募集したことを証明する書類	PDF、JPEG、PNG	45
大幅な賃上げ対象者			
13	最低賃金者の賃金台帳	PDF	46
省力化計画 ※販売事業者が添付。			
14	【指定様式】省力化効果判定シート	Excel	34

※記載の書類以外にも事務局から提出を求める場合があります。

1. 事業計画の策定

本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組む事業であって労働生産性の向上目標及び補助対象要件を満たす事業計画に基づいて行われるものを補助対象とします。
中小企業等と販売事業者は事業計画を策定し、その内容について交付申請をしてください。

<申請画面のイメージ>

2. 労働生産性の向上目標

中小企業等は、労働生産性の向上計画を策定し交付申請で計画を申請します。
3年分の計画数値を交付申請時に申請してください。

■ 向上目標

期間：補助事業終了後毎年3年間

計画：毎年、交付申請時と比較して労働生産性を年平均成長率(CAGR) 3.0%以上向上させる

■ 労働生産性の定義

(付加価値額) = (営業利益) + (人件費) + (減価償却費)

(労働生産性) = (付加価値額) ÷ (従業員数)

(労働生産性の年平均成長率) = $\left[\frac{\text{効果報告時の労働生産性}}{\text{交付申請時の労働生産性}} \right]^{\text{効果報告回数}} - 1 \times 100\%$

※当該報告を含めます。過去に効果報告を行った回数に1を加えた値となります。

■ 効果報告について

補助事業終了後、毎年度4月から6月までに効果報告を行います。交付決定を受けてから補助事業が終了し3回目の効果報告を提出するまでを事業計画期間とし、この報告をもって労働生産性の向上に係る目標の達成状況が評価されます。

なお、効果報告期間は5年間（5回目の効果報告を行うまで）とし、期限までに効果報告が提出されなかった場合、交付決定の取消を行うことがあります。

■ 販売事業者への注意点

同一の販売事業者が共同申請を行った補助事業者について、その多くで事業計画における労働生産性の向上目標が著しく未達の場合、販売事業者の登録取消を行う場合があります。

また、事業の実態と乖離した労働生産性の向上目標を設定する等、特に悪質と認められるケースについては、販売事業者名を公表する場合があります。

労働生産性向上の事業計画 必須

補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率(CAGR) 3.0%以上向上させる事業計画を策定してください。
直近の決算期の数値を実績値とし3年分の計画値を入力してください。

	実績値	1年目計画値	2年目計画値	3年目計画値
役員・従業員数 (人)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
人件費 (円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
営業利益 (円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
減価償却費 (円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
労働生産性	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
労働生産性の目標値 (年平均3%の成長目標)		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

注意点

- 役員・従業員数には、従業員のみではなく役員も含めて入力してください。
- 式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎えている直近の事業年度の値を用いるものとしてください。

3. 人手不足であることの確認

中小企業等は、人手不足である理由をいずれか1つ選択し、それぞれの理由に必要な書類を提出してください。
人手不足に該当しない場合、申請の対象とはなりません。

指定様式のダウンロードは[こちら](#)

■ 人手不足の理由についての選択

- ① 限られた人手で業務を遂行するため、直近1ヶ月の従業員の平均残業時間が月30時間を超えている。
- ② 整理解雇に依らない離職・退職によって従業員数が前年度比で5%以上減少している。
- ③ 採用活動を行い求人を掲載したものの、充足には至らなかった。

● 提出書類 ※上記で選択した内容により提出書類が異なります。

- ① 平均残業時間が30時間を超えていることを示す書類の提出が必要になります。

【指定様式】 時間外労働時間



※事務局の定める様式を使用してください。

- ② 従業員数が減少したことを示す書類の提出が必要になります。

ただし、「常時使用する従業員」ではない者が主体の事業者については従業員数を総労働時間で代替することも認めます。
その場合、直近1年間のうち、月の総労働時間が前年同月比で5%以上減少していることを示す書類の提出が必要です。

【指定様式】 従業員減少の確認用



※事務局の定める様式を使用してください。

- ③ 採用活動を行ってきたことを示す書類が必要になります。

求人募集したことを証明する書類

(現在掲載しているまたは直近1年以内に掲載していたもの)



- ④ その他、省力化を推し進める必要に迫られている。

①～③のいずれにも該当しないが省力化を推し進める必要性に迫られている場合、その理由について具体的かつ合理的な説明が必要です。交付申請の入力欄にて詳細に説明をしてください。

なお、④を選択した場合、省力化投資の必要性をより厳格に審査するため、採択結果の通知が大幅に遅れる可能性があります。

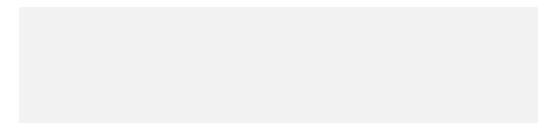
< 申請画面のイメージ >

人手不足に関する事項

人手不足の状態である理由を以下から選択し、必要書類を書類添付画面にて添付してください。 必須

なお、④を選択した場合は例外的な扱いとなり、省力化投資の必要性をより厳格（他申請との重複確認や、場合によっては追加書類の提示を求める等）に審査するために採択結果の通知が大幅に遅れる可能性があります。

- ① 限られた人手で業務を遂行するため、直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
(添付書類) 【指定様式】 従業員の残業時間数
- ② 整理解雇に依らない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している。
(添付書類) 【指定様式】 労働者名簿
- ③ 1年以内に採用活動を行い求人を掲載したものの、充足には至らなかった。
(添付書類) 申請日から1年以内に求人を行っていたことがわかる掲載日の記載された求人サイトのキャプチャ等
- ④ 他、省力化を推し進める必要に迫られている。充足には至らなかった。
具体的な省力化投資の必要性と、より詳細な事業計画の策定し、説明してください。



4. 省力化を進めるための事業計画

中小企業等と販売事業者は、カタログから選んだ製品を用いて、労働生産性の向上目標を達成する見込みの事業計画を作成し、事業計画の申請にあたり（１）～（３）の３点を交付申請時に説明してください。

（１）（２）は中小企業等が説明をし、（３）は販売事業者がExcelに入力のうえ交付申請時に添付をしてください。

（１）導入製品の使用方法について 中小企業等が入力します。

省力化製品を導入して省力化効果を発揮するための使用方法について、①使用者、②使用場所、③使用時間、④使用目的を入力し、その説明をしてください。

<申請画面のイメージ>

1 使用者
業務において省力化製品を使用する者を入力してください。
(例) ホールスタッフ、清掃員、お客様、作業員・・・等

2 使用場所
省力化製品を使用する場所を入力してください。
(例) 調理場、ホテルのフロア、店舗、工場・・・等

3 使用時間
省力化製品を業務にて使用する時間を入力してください。
(例) 営業時間外、営業時間中、毎日8時～10時・・・等

4 使用目的
省力化製品の使用目的を端的に入力してください。
(例) 調理業務、清掃業務、注文受付、商品の仕分け・・・等

入力の際に、個人名や住所等、個人情報を入力しないようご注意ください。

5 以下の観点を踏まえ、使用方法及び導入計画について①～④すべてを用いて説明してください。（200文字程度）
※何の業務を省力化製品によってどのように置き換えるのか具体的に説明してください。

- 省力化製品をどの業務にて使用するのか
- 現在行っているどのような業務を、今後省力化製品が担うことになるのか。
- 省力化製品を具体的にどのように使用するのか。
- 現在どのような状況下において省力化製品を必要としているのか。
- 現在の人手不足が、省力化製品を導入することによりどのように改善されていくのか。

(2) 省力化により既存業務から抽出できると期待される時間・人員の使途

中小企業等が入力します。

選択リストから当てはまるものを選択し選択した内容について200文字程度で説明してください。

< 申請画面のイメージ >

— (2) 省力化により既存業務から抽出できると期待される時間・人員の使途

選択リストから当てはまるものを選択し、既存業務から抽出される時間・人員の使途及び事業計画について説明してください。

1 既存業務から抽出される時間・人員の使途 必須 --未選 --未選択--

2 選択した内容について説明してください。 必須

1. 従業員の減少に対する業容維持（時短営業の回避など）のため
2. 従業員の負担軽減のため
3. 新規の受注獲得・業容拡大のため
4. その他

※200文字程度で説明してください。

1

選択リストから該当するものを選択してください。

- ① 今後の従業員の減少に対する業容維持（時短営業の回避など）のため
- ② 従業員の負担軽減のため
- ③ 新規の受注獲得・業容拡大のため
- ④ その他

2

上記で選択した①～④の内容をより具体的に文章にて説明してください。

現在の労働環境や抱える課題等、省力化製品に置き換わる前の業務実態について説明し、更に①～④で選択した時間・人員の使途について詳しく説明してください。

※省力化により従業員を解雇することは本事業の目的に反しております。

(3) 製品の導入により期待される省力化の効果

販売事業者が入力します。

販売事業者は【指定様式】省力化効果判定シートをダウンロードし、必要事項を入力の上交付申請時に添付してください。導入する省力化製品のカテゴリ及び業種ごとにシートが異なります。

指定様式のダウンロードは[こちら](#)

<スチームコンベクション・小売業の指定様式のイメージ>

中小企業省力化投資補助金																				
省力化効果判定シート(交付申請用)																				
本シートに記載する内容は、交付申請システム等に入力する内容及び申請する中小企業等の既存の事業内容との相違がないかを必ず御確認ください。																				
1	<p>◆種別</p> <table border="1"> <tr> <td>製品カテゴリ</td> <td>スチームコンベクションオープン</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> </tr> </table> <p>◆作成者情報</p> <table border="1"> <tr> <td>販売事業者名</td> <td>株式会社 販売事業者</td> </tr> </table> <p>◆申請者(中小企業等)情報</p> <table border="1"> <tr> <td>申請する事業者名</td> <td>株式会社 ○○ストア</td> </tr> </table>	製品カテゴリ	スチームコンベクションオープン	業種	小売業	販売事業者名	株式会社 販売事業者	申請する事業者名	株式会社 ○○ストア											
製品カテゴリ	スチームコンベクションオープン																			
業種	小売業																			
販売事業者名	株式会社 販売事業者																			
申請する事業者名	株式会社 ○○ストア																			
2	<p>◆導入環境</p> <table border="1"> <tr> <td>導入環境について</td> <td>1店舗スタッフがやっている業務をスチームコンベクションオープンに置き換える</td> </tr> </table>	導入環境について	1店舗スタッフがやっている業務をスチームコンベクションオープンに置き換える																	
導入環境について	1店舗スタッフがやっている業務をスチームコンベクションオープンに置き換える																			
3	<p>◆省力化製品省力化機能</p> <table border="1"> <tr> <td>棚数</td> <td>3</td> <td>段</td> </tr> <tr> <td>洗浄作業時間</td> <td>20</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>天板サイズ</td> <td>2/3ホテルパン</td> <td></td> </tr> </table>	棚数	3	段	洗浄作業時間	20	分	天板サイズ	2/3ホテルパン											
棚数	3	段																		
洗浄作業時間	20	分																		
天板サイズ	2/3ホテルパン																			
4	<p>◆費用</p> <table border="1"> <tr> <td>製品本体販売価格合計</td> <td>5,000,000円</td> <td rowspan="2">※交付申請するスチームコンベクションオープン全ての製品本体販売価格、設置設定費用の合計を入力してください。</td> </tr> <tr> <td>設置設定費用合計</td> <td>0円</td> </tr> </table>	製品本体販売価格合計	5,000,000円	※交付申請するスチームコンベクションオープン全ての製品本体販売価格、設置設定費用の合計を入力してください。	設置設定費用合計	0円														
製品本体販売価格合計	5,000,000円	※交付申請するスチームコンベクションオープン全ての製品本体販売価格、設置設定費用の合計を入力してください。																		
設置設定費用合計	0円																			
5	<p>◆導入製品・導入計画</p> <table border="1"> <tr> <td>交付申請するスチームコンベクションオープンの台数</td> <td>1</td> <td>台</td> <td rowspan="2">※交付申請するスチームコンベクションオープンで行われる1日の平均生産品数(合計)を入力してください。</td> </tr> <tr> <td>上記で生産する1日当たりの品数</td> <td>96</td> <td>品/日</td> </tr> <tr> <td>1時間1人当たりの生産品数</td> <td>30.0</td> <td>品/時間</td> <td>※現状、1人1時間当たり手作業で調理する生産品数を入力してください。</td> </tr> <tr> <td>従事者平均単価</td> <td>1,800</td> <td>円/h</td> <td>※交付申請するスチームコンベクションオープンで置き換える調理業務を行う従事者の時間あたり平均単価(賞与や福利厚生費等を含む)を入力してください。</td> </tr> <tr> <td>年間営業日数</td> <td>300</td> <td>日/年</td> <td>※スチームコンベクションオープンを導入する事業所における年間の営業日数を入力してください。</td> </tr> </table>	交付申請するスチームコンベクションオープンの台数	1	台	※交付申請するスチームコンベクションオープンで行われる1日の平均生産品数(合計)を入力してください。	上記で生産する1日当たりの品数	96	品/日	1時間1人当たりの生産品数	30.0	品/時間	※現状、1人1時間当たり手作業で調理する生産品数を入力してください。	従事者平均単価	1,800	円/h	※交付申請するスチームコンベクションオープンで置き換える調理業務を行う従事者の時間あたり平均単価(賞与や福利厚生費等を含む)を入力してください。	年間営業日数	300	日/年	※スチームコンベクションオープンを導入する事業所における年間の営業日数を入力してください。
交付申請するスチームコンベクションオープンの台数	1	台	※交付申請するスチームコンベクションオープンで行われる1日の平均生産品数(合計)を入力してください。																	
上記で生産する1日当たりの品数	96	品/日																		
1時間1人当たりの生産品数	30.0	品/時間	※現状、1人1時間当たり手作業で調理する生産品数を入力してください。																	
従事者平均単価	1,800	円/h	※交付申請するスチームコンベクションオープンで置き換える調理業務を行う従事者の時間あたり平均単価(賞与や福利厚生費等を含む)を入力してください。																	
年間営業日数	300	日/年	※スチームコンベクションオープンを導入する事業所における年間の営業日数を入力してください。																	
6	<p>◆宣誓事項</p> <table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>申請する中小企業等へ既存の事業内容と大きく相違していないことを確認しました。</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/>	申請する中小企業等へ既存の事業内容と大きく相違していないことを確認しました。																	
<input checked="" type="checkbox"/>	申請する中小企業等へ既存の事業内容と大きく相違していないことを確認しました。																			
7	<p>◆省力化効果判定</p> <table border="1"> <tr> <td>判定結果</td> <td>良</td> </tr> </table>	判定結果	良																	
判定結果	良																			

黄色が入力項目です。

- 1 導入する省力化製品のカテゴリ及び業種のシートであることを確認してください。
- 2 省力化製品の導入する環境についてプルダウンから1または2を選択してください。
- 3 製品カタログに登録された内容を入力してください。
- 4 省力化製品の価格(税抜)を入力してください。複数導入する場合は合計を入力してください。
- 5 シートに記載の注釈に沿って入力してください。
- 6 記載した内容が中小企業等の既存の事業内容と相違していないことを確認のうえ、チェックを入れてください。
実績報告や実地検査等にて、事業の実態が確認できない等、申請内容と実態との乖離が判明した場合には交付決定の取消となる場合があります。
- 7 導入する省力化製品の省力化効果が判定されます。

判定結果	良	省力化効果が得られます。
判定結果	導入製品・導入計画の見直しが必要	計画の見直しを行ってください。

中小企業省力化投資補助金に関する問い合わせは、
以下にご連絡ください。

一般社団法人日本非破壊検査工業会

広報部会 部会長 富田 裕樹

副部会長 日比 和彦

事務局 事務局長 埴 晴行